入院時食事療養費標準負担額(患者負担額)

令和7年4月1日

〈療養病床以外の病床に入院する全年齢の患者及び療養病床に入院する65歳未満の患者〉

70歳未満の者(後期高齢者医療を受ける者をの除く)	高齢受給者、 後期高齢者	備考	1食につき
上位所得者「ア」「イ」 一般「ウ」「エ」	現役並・ 一般(Ⅲ)		510円 (300円 ※ 1)
住民税非課税「才」	低所得者(Ⅱ)		240円
		(入院90日超)	190円
	低所得者(I)		110円

^{※1} 指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童については一食について300円とする。

〈療養病床に入院する65歳以上の患者〉

65歳以上70歳未満 (後期高齢者医療を受ける者を除 く)	高齢受給者、 後期高齢者	備考	居住費 (I日につき)		食費 (I食につき)	
				難病※1		難病※1
上位低所得「ア」「イ」 一般所得「ウ」「エ」	現役並・ 一般(Ⅲ)	生活療養(I)		0円	510円	- 300円
		生活療養(Ⅱ)	370円		470円	
住民税非課税「才」	低所得(Ⅱ)	生活療養(Ⅰ)・(Ⅱ)			240円	
		入院90日超	310[]		190円	
		重症者※2			240円	
		入院90日超			190円	
	低所得(Ⅰ)	生活療養(I)·(Ⅱ)	370円	0円	140円	110円
		重症者※2			110円	
		•老齢福祉年金受給者	0円		110円	
		·境界層該当者※3				

- ※1)表中の「難病とは指定難病の特定医療費助成制度の対象患者のことである。
- ※2)「重症者」とは、別に厚生労働大臣が定める患者(平成18年9月8日厚生労働省告示第488号)のことである。

【厚生労働大臣が定める患者】

- ・療養病棟入院基本料の入院料1~24又は28~30を算定する患者
- ・有床診療所療養病床入院基本料の入院基本料A・B・Cを算定する患者
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者